

水循環基本法の一部を改正する法律案（衆第二五号）（衆議院提出） 要旨

本法律案は、地下水の適正な保全及び利用を図るため所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 国が総合的に策定し、及び実施する責務を有する水循環に関する施策として地下水の適正な保全及び利用に関する施策を含むことを明記することとする。
- 二 国及び地方公共団体は、地域の実情に応じ、次に掲げる措置等を講ずるよう努めることとする。
 - 1 地下水に関する観測又は調査による情報の収集並びに当該情報の整理、分析、公表及び保存
 - 2 地下水の適正な保全及び利用に関する協議を行う組織の設置等
 - 3 地下水の採取の制限
- 三 この法律は、公布の日から施行することとする。